

## 「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における論点について

### 1. 経緯等

- 1970年代から、トランス・コンデンサ等のPCB廃棄物の処理が大きな課題となっていた。
- 民間事業者が処理施設の立地に向け努力したが、焼却処理に対する理解が得られなかったこと等から処理施設を立地することができなかった。その一方で、多くのPCB廃棄物が紛失するなど環境汚染が懸念された。
- 平成13年にPCB廃棄物特別措置法が制定、環境事業団法が改正され、国が中心となった処理体制の整備が図られた。(平成16年には日本環境安全事業株式会社法が制定され、PCB処理事業は、環境事業団から日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」)に引き継がれた。)
- PCB廃棄物特別措置法施行後の10年間において、
  - ・ 高濃度の「高圧トランス・コンデンサ」については、JESCOの全国5事業所で化学処理による処理施設が稼働し、
  - ・ 種類・濃度が多種多様な「安定器等・汚染物」については、JESCO北九州事業所での処理が始まり、
  - ・ 法施行後に存在が明らかとなった「微量PCB汚染廃電気機器等」についても、無害化処理認定施設における処理に着手することができた。
- 一方で、未だに多くのPCB廃棄物が存在し、保管場所も、のべ1万カ所以上に分散している。
- 最近数年間においても、PCB廃棄物が紛失した事例や、誤って一般の産業廃棄物として処理されてしまった事例が発生している。

- ◆ 安全・確実な処理を前提としつつ、PCB廃棄物処理を可能な限り早急に終わらせることが必要。
- ◆ 多種多様なPCB廃棄物のすべてのものについて、処理体制が確保されるよう努めていくことが必要。
- ◆ このため、考えられる対策を可能な限り実施する必要があるのではないか。

### 2. 高圧トランス・コンデンサ等について

- 立地地域に多大なご理解・ご協力をいただき、高圧トランス・コンデンサの処理施設を全国5か所に整備することができ、30年間以上保管を余儀なくされていたPC

B廃棄物の処理が始まった。

- J E S C Oにおいて安全性に最大限配慮しつつ処理を進め、約3割程度の処理が完了したことは、大きな前進。(進捗率はJ E S C O登録ベース)
- 一方で、現在の処理の進捗状況は、想定よりも遅れている。
- トランス・コンデンサ等の大きさ・構造は、多種多様。規格品の製造施設とは異なり、想定どおりに進まず遅れの原因になっている。また、P C B・ダイオキシン類の作業環境基準の順守のため、厳しい制約の中での処理作業となっている。
- また、操業初期を中心に、トラブル等により稼働率が上がらず、ときには操業の一時停止に至ることもあった。

- ◆ このように高圧トランス・コンデンサ等の処理が進んだことについては、一定の評価ができるのではないか。
- ◆ 現在のペースで処理を続けた場合、今後の処理の見通しはどうか。
- ◆ J E S C Oでの処理が遅れている原因は何か。その対策としてどのようなことが必要か。
- ◆ 今後、処理をペースアップするためにはどのような対策が必要であるか。

※ なお、今後は、漏えい機器や超大型機器等への対応や、機器を集約して搬入することが難しくなるなど、処理ペース低下要因があることに留意。また、操業に伴い発生する二次廃棄物(活性炭、保護具等)が処理の進捗につれて増大しており、その処理が今後の課題。

### 3. 安定器等・汚染物について

- J E S C Oでは北九州事業所のみで安定器等・汚染物の処理が始まっている。また、北海道事業所においては、平成25年の操業開始に向け施設整備を図っているところ。
- 一方で、北九州事業所処理エリア、北海道事業所処理エリア以外の地域においては、処理の見込みは立っておらず、国のP C B処理基本計画に位置づけられていない状況。
- 東京事業所においては、安定器の処理設備を設置したが、アスファルト充てん型の安定器処理に困難があること、また、安定器処理が施設全体に負荷をかけ高圧トランス・コンデンサの処理に遅れを生じさせることから、現在、受入れを停止している。

- ◆ 現時点で処理の見込みが立っていない地域(東京、豊田、大阪事業所処理エリア)の処理について、どのような処理体制の整備を図るべきか。

- 汚染物については、汚泥、ウエス、廃プラスチック等々多種多様な廃棄物があり、濃度についても数 mg/kg～数十%まで多様。

◆ 種類や濃度を考慮した上で、低濃度の汚染物の一部について、無害化処理認定施設等での処理を行う可能性を検討できないか。

#### 4. 微量PCB汚染廃電気機器等について

- PCB廃棄物特措法施行後に、その存在が判明したことから、処理の体制が整備されていなかった。
- 汚染されている可能性のある機器は、トランス・コンデンサ等で120万台、柱上トランスで40万台、OFケーブルで1,400kmとされ、その量は膨大。
- 平成21年度に無害化処理認定制度の対象に位置づけられ、その後平成22年6月に第1号の認定がなされ、処理が緒に就いたところ。現在、大臣認定が4件、県知事許可事業が1件ある。

◆ 処理施設の能力を増強させるには、どのような対策が必要か。  
◆ 機器の絶縁油を入れ替えて、部材の洗浄を行う処理技術が提案されているが、実用化した場合に考慮すべき点は何か。  
◆ その他、微量PCB汚染廃電気機器等の処理を推進するための方策としてどのようなことが考えられるか。

- 近年、電気機器メーカーが、製造段階でPCBが混入しないことを確認している。

◆ 電気機器の製造年により、廃電気機器へのPCBの混入の有無について、どのようなことが言えるか。

#### 5. その他の課題について

##### (1) 適正な保管等について

- 保管事業者に対して、都道府県・政令市が立入検査等により指導を行っているところ。

◆ より確実な適正保管を確保するため、都道府県・政令市における取組としてどのようなことが求められるか。また、適正な保管を確実にするためにはどのような対策が考えられるか。

(2) 未届出者等への対応について

- P C B 廃棄物を所有しているにもかかわらず、P C B 廃棄物特別措置法第 8 条に基づく届け出を行っていない者（未届出者）がいると考えられる。
- 使用中の機器のみを所有している者については、P C B 廃棄物特別措置法の届出対象外となっている。

◆ 未届出者に対して、P C B 廃棄物の保管状況についての届出を促進するためにはどのような方策が考えられるか。

- 処理委託をしない事業者、また、会社の倒産や、事業の閉鎖等により、処理費用を捻出できない者がいる。

◆ これらの者に、確実に処分をさせるためにはどのような対策が考えられるか。

(3) 入口基準について

- 現行では、金属くずや廃プラスチックについて、P C B が付着していれば「P C B 廃棄物」となる。一方で、P C B 処理物については一定の卒業基準が設定されている。

◆ P C B 廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。

6. P C B 廃棄物処分の見通しについて

- 現在、P C B 廃棄物特別措置法施行令において、法施行後 15 年（平成 28 年 7 月）までに自ら処理する、又は、他人に処理を委託しなければならないことが規定されている。

◆ 上記 1. ～ 5. までの現状と対策を踏まえると、今後の P C B 廃棄物の処分は、どのような見通しとなるのか。

◆ P C B 廃棄物の処理完了を見据え、どのような点に考慮すべきか。